

# 新型コロナウイルスの影響に伴う

## NPO法人の社員総会の開催方法等について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、社員総会の開催に当たっては、下記の方法等により多人数での対面の集会を避けるようお願いいたします。

※特定非営利活動促進法（以下「法」とする。）第14条の2により、NPO法人は毎年1回必ず社員総会を開催することが義務づけられています。また、定款の規定によりますが、基本的に事業報告書等は総会の決議を経なければなりません。

### 1 通常の総会の手続で、書面表決や電磁的方法による表決を活用する方法

社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができます（法第14条の7第2項）。また、定款で定めるところにより、書面による表決に代えて、電磁的方法（電子メール等）により表決することができます（法第14条の7第3項）。

この場合、議長と議事録署名人2名の最低3名が出席し、ほか総会の定足数を満たす表決があれば総会を開催できます。

### 2 通常の総会の手続で、オンライン上で総会を開催する方法

社員が実際に集まらずとも、様々な新たなIT・ネットワーク技術を活用することによって、実際上の会議と同等の環境が整備されるのであれば、社員総会を開催したものと認められます。

その場合、役員のみならず、社員も発言したいときは自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要です。

### 3 通常の総会の手続によらず、社員全員の同意を得て行う方法（みなし総会）

理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすことができます（法第14条の9）。

この方法では、実際に集まることなく、社員総会の決議があったものとして行うことができます。

ただし、通常の総会の手続とは異なるほか、議事録に記載すべき内容が通常の総会と異なります。議事録には、以下の内容を記載してください。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

N P Oコバトンびんに記載例が掲載されていますので、ご参考ください。

[http://www.saitamaken-npo.net/html/shinsei\\_todokede/ninsyoyoushiki/post\\_2.html](http://www.saitamaken-npo.net/html/shinsei_todokede/ninsyoyoushiki/post_2.html)

なお、社員がN P O法人の業務に関して、直接参画できる機会である社員総会については、極力これを開催することが望ましいです。みなし総会は、社員が集まりにくい状況や、今回のような緊急時等の例外的措置としてください。

## 4 さいごに

上記いずれの方法でも、法人の定款、特に総会の章を参照してください。

N P Oコバトンびんの県からのお知らせ「NPO 法人の社員総会実施に当たっての新型コロナウイルス感染拡大防止のお願いについて」及び「自治会などの総会などに当たっての『新型コロナウイルス感染拡大防止』のお願い」も併せてご覧ください。

<http://www.saitamaken-npo.net/html/topics/200407npo001.html>

ご質問等ありましたら下記連絡先までお問い合わせください。

また、事業報告書等の提出が期限に間に合わない場合もお知らせください。

内閣府N P Oホームページ (<https://www.npo-homepage.go.jp/>) や、埼玉県のN P Oコバトンびん (<http://www.saitamaken-npo.net/index.php?mode=pc>) でも随時お知らせを行っておりますので、ご覧ください。

### 連絡先

〒359-0042 埼玉県所沢市並木1-8-1

埼玉県西部地域振興センター 総務・防災・県民生活担当

電話：04-2993-1110

FAX：04-2993-1113

Mail：f9311102@pref.saitama.lg.jp